

「杉並区立施設再編整備計画（案）」について

修正箇所	素案	計画案	修正理由
杉並区立施設再編整備計画(第一期)			
<p>P6 基本方針</p>	<p>(2)複合化・多機能化等による効率化の推進 施設の複合化・多機能化のほか、改築時の規模のスリム化や廃止により施設規模の縮小を図るとともに、民間活力の導入、適切な維持管理による施設の長寿命化等に取り組み、施設運営の効率化を進めます。 生み出された果実（他用途への転用が可能となった施設・用地、売却等による財政効果）は、区民福祉の向上を図るため、その時々々の行政需要等を踏まえて有効に活用し、持続可能な行財政運営を推進します。</p> <p>(3)学校施設と学校跡地の有効活用 改築時には児童生徒数の減少などを踏まえ施設規模のスリム化を行います。 また、統合に伴う学校跡地については、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と、特別養護老人ホームなどの全区的な行政需要への対応という視点の両面から活用策を検討し、他施設への転用のほか、売却・民間活力の導入も視野に入れ、有効活用を図ります。</p>	<p>(2)複合化・多機能化等による効率化 施設の複合化・多機能化のほか、改築時の規模のスリム化や廃止により施設規模の縮小を図るとともに、民間活力の導入、適切な維持管理による施設の長寿命化等に取り組み、施設運営の効率化を進めます。 <u>廃止した施設・用地は、他施設への転用のほか、売却・民間活力の導入も視野に入れ、有効活用を図ります。</u> 生み出された果実（<u>貸付・売却等による財政効果</u>）は、区民福祉の向上を図るため、その時々々の行政需要等を踏まえて有効に活用し、持続可能な行財政運営を推進します。</p> <p>(3)学校施設と学校跡地の有効活用 改築時には児童生徒数の<u>推移</u>などを踏まえ施設規模のスリム化を行います。 また、統合に伴う学校跡地については、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と、特別養護老人ホームなどの全区的な行政需要への対応という視点の両面から活用策を検討し<u>ます</u>。</p>	<p>より適切な記述に修正</p>
<p>P9 計画の位置づけと進め方（概念図）</p>	<p>施設の再編整備＝永続的な整備</p>	<p>施設の再編整備＝<u>継続的な取組</u></p>	<p>より適切な記述に修正</p>

第一次実施プラン			
<p>P13</p> <p>2. 国との連携による新たな取組</p>	<p>区にとっても、荻窪税務署等用地を一体的に活用することができれば、相当数の定員を確保できる大規模な特別養護老人ホームの整備が可能となります。しかも、そのスケールメリットを活かし、在宅介護を支援するショートステイの充実を図るとともに、在宅療養が困難となった場合でも医療的ケアへの対応が可能な体制を強化するなど、地域包括ケアのバックアップ機能を果たす特色ある施設整備を行うことができます。さらに、現在の「あんさんぶる荻窪」内の福祉事務所及び就労支援センター等の関連する機能を移転し、十分なスペースを確保することにより、生活相談や若者の就労支援などのサービスの総合的な提供と機能強化を図ることができます。このように地域福祉の向上に資する様々な活用が可能となることから、近隣の旧若杉小学校の有効活用も含め、地域のまちづくりへの寄与にもつながります。</p>	<p>区にとっても、荻窪税務署等用地を一体的に活用することができれば、<u>用地の規模を活かして、大きく3つの機能の充実・強化を図ることができます。</u></p> <p><u>第一に、現在区では、急速な高齢化の進展に伴い、要介護高齢者が増加しており、特別養護老人ホームの整備が急務となっていますが、当該用地を活用すれば大規模な特別養護老人ホームの整備が可能となります。</u></p> <p><u>第二に、在宅介護を支援するショートステイの確保、在宅療養が困難となった方への医療的ケアの体制の強化に加え、判断能力が十分でない方の権利擁護や消費者相談などの機能も集約することで、区内全域の地域包括ケア(※)のバックアップ機能の拠点とすることができます。</u></p> <p><u>第三に、現在、「あんさんぶる荻窪」内にある福祉事務所、消費者センター、社会福祉協議会のほか、就労センター等を移転し、生活相談や就労支援に関連するサービスを総合的・一体的に提供することにより、区の就労・自立支援の拠点とすることができます。</u></p> <p><u>このような活用により、地域福祉の向上に資するとともに、近隣の旧若杉小学校の有効活用も含め、地域のまちづくりへの寄与にもつながります。</u></p> <p><u>※地域包括ケアとは、高齢者が住み慣れた地域で、また自分が望む住まいで、これまでのような日常生活を継続できるよう医療・介護のサービスを中心に、生活を支援する様々なサービスが適切に提供されることです。</u></p> <p><u>これからの高齢者福祉は、特別養護老人ホームなどの施設整備とともに、在宅での生活を可能な限り支援していくことが求められており、地域包括ケアは、その鍵となるものとして充実強化する必要があります。</u></p>	<p>より丁寧な記述に修正</p>
<p>P15</p> <p>保育園・子供園</p> <p>【施設の概要】</p>	<p>○子供園：保護者の就労形態に関わらず幼児を受け入れ、質の高い教育及び保育を一体的に行う区独自の幼保一体化施設</p>	<p>○子供園：保護者の就労形態に関わらず幼児を受け入れ、<u>教育・保育を一体的に行う区独自の幼保一体化施設</u></p>	<p>より適切な記述に修正</p>

<p>P16 保育園・子供園 【具体的な取組】</p>	<p>○今後の保育需要の動向等を踏まえ、区立施設の再編整備により生み出された施設・用地のほか、国や東京都との連携による公有財産を有効に活用して、認可保育所を核とした保育施設の整備を引き続き推進します。</p> <p>○老朽化した保育園・子供園は、緊急度・優先度等を考慮して、計画的に改築を進めます。改築時に設置する仮設園舎は、近隣にある複数の保育施設の改築に利用するなどの有効活用を図ります</p>	<p>○今後の保育需要の動向等を踏まえ、区立施設の再編整備により生み出された施設・用地のほか、<u>国や東京都の公有財産</u>を有効に活用して、認可保育所を核とした保育施設の整備を引き続き推進します。</p> <p>○老朽化した保育園・子供園は、緊急度・優先度等を考慮して、計画的に改築を進めます。<u>改築時の仮園舎は、国有地等の活用を含めて設置場所を検討するとともに、設置した仮園舎は近隣にある複数の保育施設の改築に利用するなど有効に活用します。</u></p>	<p>より適切な記述に修正</p>
<p>P17 【実施スケジュール】</p>	<p>(省略)</p>	<p><u>(本編P17 参照)</u></p>	<p>現時点の状況に合わせて修正</p>
<p>P19 特別養護老人ホーム 【具体的な取組】</p>	<p>現・荻窪税務署用地及び隣接する国家公務員宿舎跡地（以下「荻窪税務署等用地」という。）とあんさんぶる荻窪（福祉事務所・消費者センター等からなる複合施設）との交換について、国と具体的な協議を進めます。荻窪税務署等用地は、在宅介護を支援するショートステイの充実や医療的ケアへの対応が可能な体制を強化するなど、地域包括ケアのバックアップ機能を果たせる特色ある特別養護老人ホーム等の整備用地として活用を図ります。（P41、42 参照）</p>	<p>現・荻窪税務署用地及び隣接する国家公務員宿舎跡地（以下「荻窪税務署等用地」という。）とあんさんぶる荻窪（福祉事務所・消費者センター等からなる複合施設）との交換について、国と具体的な協議を進めます。<u>荻窪税務署等用地には、大規模な特別養護老人ホーム等を整備するとともに、在宅介護を支援するショートステイを多数確保するほか、在宅療養が困難となった方への医療的ケアの体制を強化するなど、区内全域の地域包括ケアのバックアップ機能を果たすことができる施設を整備します。</u></p> <p>(P41、42 参照)</p>	<p>より丁寧な記述に修正</p>

<p>P20 特別養護老人ホーム 【実施スケジュール】</p>	<p>現大宮前体育館跡地の活用による 認知症高齢者グループホーム等の 整備 H26解体設計 H27解体・設計 H28～H29中期 建設 H29中期 開設</p>	<p><u>H26解体 H27設計</u> <u>H28～H29建設</u> <u>H29年度当初開設</u></p>	<p>現時点の状況 に合わせて修正</p>
<p>P22 学校施設 【具体的な取組】</p>	<p>○杉並第一小学校は築後56年を経過しており、老朽化に伴う改築に合わせて、耐震性等に課題がある杉並会館と産業商工会館、さらには近隣の阿佐谷地域区民センターとの複合化を図ることとし、地域のまちづくりの動向等も踏まえ、早期に着手します。複合化にあたっては、小学校と他施設との出入口等の動線の分離等を行い、学校の教育環境の確保を図ります。</p>	<p>○杉並第一小学校は築後56年を経過しており、老朽化に伴う改築に合わせて、<u>阿佐谷地域区民センターと産業商工会館の集会関連機能を集約することを基本に、地域のまちづくりの動向等も踏まえつつ、移転・複合化を図ります。また、産業商工会館の展示場の機能は、関連性のある杉並会館のレセプション機能と合わせて、引き続き区民の意見も聞きながら整備のあり方について検討します。なお、複合化にあたっては、小学校と他施設の動線の分離や校庭面積の確保など、学校の教育環境の確保を最優先に考え、地域の活性化や区民の利便性の向上の視点などから具体化を図ります。</u></p>	<p>移転・複合化の進め方の変更による修正のほか、より丁寧な記述に修正</p>
	<p>○旧若杉小学校や統合後の新泉小学校の跡地については、災害対策の視点から防災スペースを確保するとともに、地域のまちづくりや区民福祉の向上に資する跡地活用を図ります。今後、旧若杉小学校については、病児保育や障害児の療育を含めた子育て支援等も視野に入れ本格活用について検討します。</p>	<p>○旧若杉小学校については、<u>防災スペースを確保するとともに、地域の活性化や病児保育及び障害児の療育を含めた子育て支援等も視野に入れ、本格活用について検討します。</u> ○<u>統合後の新泉小学校の跡地については、防災スペースの確保をはじめ地域の防災機能の強化に資する活用を図ることを前提に、地域のまちづくり、教育、福祉の向上等の観点から、用地全体の有効活用策を検討します。</u></p>	<p>より丁寧な記述に修正</p>

	○旧永福南小学校の既存校舎については、特別養護老人ホームへの転用を基本として検討を進めます。また、体育館は、近隣の永福体育館が老朽化しているため、地域体育館に転用します。	○旧永福南小学校については、 <u>既存校舎を特別養護老人ホームへ転用し、体育館を老朽化した近隣の永福体育館に転用することを基本に、地域のニーズも勘案し、校庭を含めた用地全体の有効活用策を検討します。</u>	より丁寧な記述に修正
P22 学校施設 【具体的な取組】		○「 <u>高円寺地域における新しい学校づくり計画</u> 」の進捗状況に合わせて、 <u>杉並第四小学校と杉並第八小学校の統合後の跡地について、活用策を検討します。</u>	現時点の状況に合わせて新たな取組を追記し修正
P23 学校施設 【実施スケジュール】	杉並第一小学校の改築に合わせ、杉並会館、産業商工会館、阿佐谷地域区民センターを移転複合化 H26調査 H27基本計画	杉並第一小学校の改築に合わせ、 <u>阿佐谷地域区民センターと産業商工会館の集会関連機能の集約を基本に移転・複合化</u> H26・27検討・調査	移転・複合化の進め方の変更による修正のほか、より丁寧な記述に修正
	防災や子育て支援等を視野に入れ旧若杉小学校跡地の本格活用の検討	防災や <u>地域の活性化</u> 、子育て支援等を視野に入れ旧若杉小学校跡地の本格活用の検討	より適切な記述に修正
	統合後の新泉小学校は防災スペースを確保したうえで売却又は貸付等を検討	統合後の新泉小学校は防災スペースを確保したうえで <u>有効活用策</u> を検討	より適切な記述に修正
		統合後の杉並第四小学校跡地の活用策を検討 H26～30	新たな取組を追記し修正
		統合後の杉並第八小学校跡地の活用策を検討 H26～30	新たな取組を追記し修正
P25 児童館・学童クラブ 【課題と再編整備の方向性】	近年、児童館では、乳幼児親子のための「ゆうキッズ」と小学生の学童クラブ利用が大幅に伸びる一方、中・高校生の利用は減少傾向にあるなど、利用状況が変化してきています。現在の児童館の施設で、こうしたニーズを踏まえた0歳から18歳までの児童を対象とした全ての機能・サービスを実施するためには、十分なスペースが	○近年、児童館では、乳幼児親子のための「ゆうキッズ」と小学生の学童クラブ利用が大幅に伸びる一方、中・高校生の利用は減少傾向にあるなど、利用状況が変化してきています。現在の児童館の施設で、こうしたニーズを踏まえた0歳から18歳までの児童を対象とした全ての機能・サービスを実施するた	(仮称)子どもセンターの設置数を19か所程度に拡充・変更したことによる修正のほか、より適切な記述に修正

	<p>確保できない等の課題があります。</p> <p>また、「子ども・子育て支援新制度」(※)では、区市町村が、保育をはじめとする子育て支援サービスの利用相談・情報提供のほか、乳幼児親子のつどいの広場(ゆうキッズ)、一時預かり保育などの事業を、地域の実情等に応じて実施することとされ、これらの事業を身近な地域で行う子育て支援拠点を整備する必要があります。</p> <p>こうした状況等を踏まえ、児童館という施設にとらわれることなく、現在の児童館が果たしている機能・サービスを、学校や新たな地域子育て支援拠点等で継承し、充実・発展させる取組を段階的に進めていきます。</p>	<p>めには、十分なスペースが確保できない等の課題があります。</p> <p>また、「子ども・子育て支援新制度」(※)では、区市町村が、保育をはじめとする子育て支援サービスの利用相談・情報提供のほか、乳幼児親子のつどいの広場(ゆうキッズ)、一時預かり保育などの事業を、地域の実情等に応じて実施することとされ、これらの事業を身近な地域で行う子育て支援拠点を整備する必要があります。</p> <p>○こうした状況等を踏まえ、児童館という施設にとらわれることなく、現在の児童館が果たしている機能・サービスを、<u>身近な小学校や新たに19か所程度整備する地域子育て支援拠点</u>等で継承し、充実・発展させる取組を段階的に進めていきます。</p>	
<p>P25 児童館・学童クラブ 【※「子ども・子育て支援新制度とは」】</p>	<p>※「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく新制度のこと。新制度では、区市町村を実施主体として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとしている。</p>	<p>※平成24年8月に成立した「<u>子ども・子育て関連3法</u>」に基づく新制度では、<u>区市町村を実施主体として、保育の量的拡大・確保をはじめ、総合的に地域の子ども・子育て支援の充実を図ること</u>としている。</p>	<p>より簡潔な記述に修正</p>
<p>P26 児童館・学童クラブ 【具体的な取組】</p>	<p>○学童クラブは、児童の安全と今後の需要に応じた育成環境を確保するため、小学校内での実施を基本として計画的な移設を進めます。なお、それまでの間、学童クラブの需要増に対応</p>	<p>○学童クラブは、児童の安全と今後の需要に応じた育成環境を確保するため、<u>小学校内での実施を基本とします。第一次実施プランでは3か所の学童クラブの移設を行うこととし、その後</u></p>	<p>より適切な記述に修正</p>

	<p>するため、一部の児童館の学童クラブ受け入れ数を拡大します。</p> <p>○小学生の放課後等居場所事業についても、小学校内で実施することとし、学童クラブの校内移設など環境の整った3か所の小学校を対象に、学童クラブの利用児童との交流機会を確保するなどのモデルとなる取組を実施します。</p> <p>○「ゆうキッズ」を含む乳幼児親子の居場所は、後述の（仮称）子どもセンターのほか、学童クラブ移設後の小学校や地域施設等で事業を展開する中で、実施か所数、実施時間帯及びプログラム内容の拡充を図ることとし、それまでの間は、現在の児童館で事業を継続します。</p> <p>○中・高校生～（略）進めます。</p> <p>○保育等の子育て支援サービス事業を総合的・一体的に行う新たな地域子育て支援拠点として、9か所程度の（仮称）子どもセンターを段階的に整備します。平成27年度の子ども・子育て支援新制度の本格施行に合わせて、まず5か所の保健センター内に整備し、母子保健との連携を図りつつ、子育て支</p>	<p>も引き続き段階的な移設を進めます。なお、それまでの間、学童クラブの需要増に対応するため、一部の児童館の学童クラブ受け入れ数を拡大します。</p> <p>○小学生の放課後等居場所事業についても、小学校内で実施することとし、<u>第一次実施プラン</u>では学童クラブの校内移設など環境の整った3か所の小学校を対象に、学童クラブの利用児童との交流機会を確保するなどのモデルとなる取組を進めます。</p> <p>○「ゆうキッズ」を含む乳幼児親子の居場所は、<u>引き続き小学校の通学区域単位を基本とした身近な場所で気軽に利用できるよう、再編整備後も、後述の（仮称）子どもセンターや学童クラブ移設後の小学校、地域コミュニティ施設等で現在と同規模の実施場所を確保するとともに、実施時間帯及びプログラム内容の拡充を図っていきます。</u></p> <p>○中・高校生（同左）</p> <p>○<u>子育て支援サービス・事業を総合的・一体的に行う新たな地域子育て支援拠点として、保健センター及び再編後の児童館施設等を活用した、19か所程度の（仮称）子どもセンターを段階的に整備します。具体的には、以下の考え方を基本に、周辺施設が持つ機能などの地域特性を踏まえて、効率的・効果的な</u></p>	
--	---	---	--

	<p>援サービスの利用相談・情報提供事業を開始します。その後、2か所の児童館施設を活用した整備等を進め、一時預かり事業などの機能の拡充を図ります。</p> <p>○ <u>地域の子育て支援団体の活動支援や関係団体等による子育てネットワークづくりの機能・役割は、(仮称)子どもセンター等で継承・発展させていきます。</u></p> <p>○ 以上の取組を着実に進め、それらが実現したところから、保育</p>	<p><u>整備を図ることとし、第一次実施プランでは7か所の整備を進めます。</u></p> <p>・ <u>保健センター内に整備する(仮称)子どもセンター(5か所)は、母子保健との連携を図りつつ、「①保育の利用手続きを含む子育て支援サービスの利用相談・情報提供事業」を平成27年度の子ども・子育て支援新制度の本格施行に合わせて開始し、その後、施設再編の状況に合わせて段階的に「②ゆうキッズを含む乳幼児親子の居場所事業」を実施していきます。</u></p> <p>・ <u>再編後の児童館施設等を活用した(仮称)子どもセンター(14か所)は、「①保育の利用手続きを除く子育て支援サービスの利用相談・情報提供事業」、「②ゆうキッズを含む乳幼児親子の居場所事業」、「③一時預かり保育事業」のほか、「④地域の子育て支援団体の活動支援や関係団体等による子育てネットワークづくりの機能」を担うこととし、7地域に2か所ずつ整備していきます。</u></p> <p>○ <u>(前の記述に趣旨を包含することとして削除)</u></p> <p>○ 以上の取組を着実に進め、それらが実現したところから、保育</p>	
--	--	--	--

	<p>施設や地域コミュニティ施設への転用等の活用策を検討します。</p> <p>○下高井戸児童館については、ゆうゆう下高井戸館を移転し、地域コミュニティ施設のモデルとなる取組を進めます。</p>	<p>施設や地域コミュニティ施設への転用等の活用策を検討します。<u>それまでの間は、現在の児童館で引き続き事業を実施します。</u></p> <p>○下高井戸児童館については、ゆうゆう下高井戸館を移転し、<u>多世代が利用できる地域コミュニティ施設のモデルとなる取組を進めます。</u></p>	
<p>P27 児童館・学童クラブ 【(※) 中・高校生の新たな居場所づくりに関する基本的な考え方 (概要)】</p>	<p>(※) 中・高校生の新たな居場所づくりに関する基本的な考え方 (概要)</p> <p>(1) 設置場所は、可能な限り駅に近い場所を基本とし、鉄道交通網や地域バランス等を踏まえた必要数の設置を検討する。</p> <p>(2) 設備は、「談話スペース」、「スポーツエリア」、「図書コーナー」、「パソコン・学習室」、「音楽スタジオ」を想定しつつ、周辺施設が持つ機能などの地域特性を踏まえて検討する。</p> <p>(3) 開設時間は、19時から21時位まで利用できるよう、居場所の運営方法等と併せて検討する。また、利用料は、無料、または中・高校生が利用しやすい料金設定とするよう検討する。</p> <p>(4) 設備・運営は、中・高校生が若者世代との交流を図りやすい環境づくりの視点も踏まえ、より効果的・効率的な整備・運営方法を検討する。</p> <p>(5) 以上に基づいて、新たな居場所づくりを進める中で、「ゆう杉並」</p>	<p>(※) 中・高校生の新たな居場所づくりに関する基本的な考え方 (概要)</p> <p>(1) 可能な限り駅に近い場所を<u>基本に、地域バランス等</u>を踏まえた必要数の設置を検討する。</p> <p>(2) <u>中・高校生が若者世代との交流</u>を図りやすい環境づくりの視点も踏まえ、より効果的・効率的な整備・運営方法等<u>等</u>を検討する。</p> <p>(3) <u>今後、新たな居場所づくりを進める中で、「ゆう杉並」の運営等</u>についても<u>必要な見直し</u>を検討する。</p>	<p>より簡潔な記述に修正</p>

	の運営等についても必要な見直しを図るよう検討する。		
P29 ゆうゆう館 【具体的な取組】	○当面、ゆうゆう館の集会室について、町会や青少年育成委員会等の地域団体の利用枠を確保するとともに、平成27年1月のさざんかねっと予約システム(*1)の改修に合わせ、夜間の目的外利用のシステム予約を可能にし、利用率の向上を図ります。	○当面、ゆうゆう館の集会室について、 <u>高齢者の利用枠を確保したうえで、町会や青少年育成委員会等の地域団体も利用できるようにします。</u> また、平成27年1月のさざんかねっと予約システム(*1)の改修に合わせ、夜間の目的外利用のシステム予約を可能にし、利用率の向上を図ります。	より適切な記述に修正
P30 ゆうゆう館 【実施スケジュール】	ゆうゆう天沼館 移転 H28年度下半期	ゆうゆう天沼館 移転 H28年度 <u>上半期</u>	保育施設の改築スケジュールの変更に合わせ修正
P32 集会施設 【課題と再編整備の方向性】	7か所の地域区民センターは、地域コミュニティの拠点として位置付けたうえで、区民集会所、区民会館及びゆうゆう館、さらに再編後に機能・サービスを学校等に継承した児童館については、多世代が利用できる地域コミュニティ施設へと転用・再編を図っていきます。これらの施設については、児童館の再編等の進捗状況を踏まえ継続的に検討を進め、第二次実施プラン(平成31~33年度)で計画化を図っていきます。	7か所の地域区民センターは、地域コミュニティの拠点として位置付けたうえで、区民集会所、区民会館及びゆうゆう館、さらに再編後に機能・サービスを学校等に継承した児童館(<u>((仮称)子どもセンターに転用する施設は除く)</u>)を対象に、 <u>多世代が利用できる地域コミュニティ施設への転用・再編を検討していきます。</u> これらの施設については、児童館の再編等の進捗状況を踏まえて継続的に検討を進め、第二次実施プラン(平成31~33年度)で計画化を図っていきます。	より適切な記述に修正
P32 集会施設 【具体的な取組】	○区民集会所、区民会館、ゆうゆう館、一部の児童館を対象に地域コミュニティ施設への転用を図ることとし、モデルとなる取組を進めながら、施設の利用実績や利便性などを検証したうえで、適正な施設配置を検討します。	○区民集会所(10館)、区民会館(3館)、ゆうゆう館(32館)、児童館(41館のうち(仮称)子どもセンターに転用しない施設)を対象に、 <u>地域のバランスや区民の利便性などを考慮したうえで、多世代が利用できる地域コミュニティ施設への転用・再編を検討します。</u>	より適切な記述に修正

	<p>○杉並第一小学校の校舎改築に合わせて杉並会館、産業商工会館、阿佐谷地域区民センターを移転し、複合化を図ります。</p> <p>○杉並会館は築45年を越え、耐震化、設備機器の老朽化、バリアフリー化が課題となっているため耐震補強を実施し、杉並第一小学校の改築に合わせた移転までの間、継続して利用します。杉並第一小学校への移設後の跡地は、特別養護老人ホームの整備も視野に入れ、活用策を検討します。</p>	<p>施設の運営については、<u>ゆうゆう館の協働事業を参考にモデルとなる取組を進めながら、地域との連携にも配慮した運営方法を検討</u>します。</p> <p>○杉並第一小学校の校舎改築に合わせて、<u>阿佐谷地域区民センターと産業商工会館の集会関連機能を集約することを基本に、移転・複合化</u>を図ります。</p> <p>○杉並会館は築45年を越え、耐震化、設備機器の老朽化、バリアフリー化が課題となっているため耐震補強を実施し、<u>当面、継続して利用した後、現在の施設は廃止</u>します。<u>レセプション機能とアニメーションミュージアムのあり方については、今後、引き続き検討し具体化</u>を図ります。なお、<u>廃止後の跡地は、特別養護老人ホームの整備も視野</u>に入れ、活用策を検討します。</p>	<p>移転・複合化の進め方の変更による修正</p>
<p>P33 集会施設 【実施スケジュール】</p>	<p>杉並第一小学校の改築に合わせ、杉並会館、産業商工会館、阿佐谷地域区民センターを移転・複合化 H26 調査 H27 基本計画</p>	<p>杉並第一小学校の改築に合わせ、<u>阿佐谷地域区民センターと産業商工会館の集会関連機能の集約を基本に移転・複合化</u> H26・27 検討・調査</p>	<p>移転・複合化の進め方の変更による修正</p>
	<p>杉並会館の跡地活用を検討 H29から</p>	<p>杉並会館の<u>レセプション機能とアニメーションミュージアムのあり方、及び跡地活用</u>を検討 <u>機能等のあり方検討 H26 跡地活用検討 H29・30</u></p>	<p>移転・複合化の進め方の変更による修正</p>
	<p>区民事務所会議室の利活用と段階的な廃止</p>	<p><u>馬橋区民事務所会議室</u> H25年度末 廃止 H26～要介護認定調査用の事務室として活用</p>	<p>現時点の状況に合わせて新たな取組を追記</p>
<p>P35 環境情報館 【課題と再編整</p>	<p>環境情報館は、学習室の利用率は約8割ですが、そのうち環境活動を目的とした利用は約3割にと</p>	<p>環境情報館は、学習室の利用率は約8割ですが、そのうち環境活動を目的とした利用は約3割にと</p>	<p>より丁寧な記述に修正</p>

<p>備の方向性】</p>	<p>どまっています。就労支援センター等と福祉事務所の連携の強化を図るため、環境情報館はあんさんぶる荻窪から移転する必要があります。移転先は、環境政策充実の観点から環境情報館が今後果たすべき役割を検討したうえで、考えていきます。</p>	<p>どまっています。</p> <p>就労支援センター等と福祉事務所の連携を図るため、環境情報館はあんさんぶる荻窪から移転する必要があります。</p> <p><u>環境情報館は、これまでの利用実績や平成 29 年度中にリニューアル・オープンする杉並清掃工場が保有する環境学習機能を踏まえつつ、施設の移転先や果たすべき役割を検討し、環境政策の充実に向けた取組を進めます。</u></p>	
<p>P36 科学館 【具体的な取組】</p>	<p>○学校教育部門（児童・生徒のための事業）は済美教育センターへ移転し、理科の移動教室については、職員が学校へ出向く形態に変更します。生涯学習部門については、科学教室・講座・展示等は、他施設を活用して実施します。また、近隣自治体との連携についても検討していきます。</p> <p>○廃止後の跡地活用については、特別養護老人ホームの整備を視野に入れ検討します。</p>	<p>○学校教育部門（児童・生徒のための事業）は済美教育センターへ移転し、<u>理科室支援機能を集中させることで、科学館が担ってきた学校支援機能を充実します。</u>理科の移動教室については、<u>学校理科室の設備を充実し、職員が学校へ出向くことで、学校における理科教育の推進を図ります。</u>生涯学習部門（区民のための事業）は社会教育センターに移転し、<u>科学教室・講座・展示等については、各地域の身近な施設を活用して実施することで、区民が科学に親しむ機会の充実を図ります。</u>また、近隣自治体との連携についても検討していきます。</p> <p>○廃止後の跡地活用については、特別養護老人ホームの整備を視野に入れ検討します。</p>	<p>より丁寧な記述に修正</p>
<p>P36 環境情報館 【具体的な取組】</p>	<p>○平成 27 年度当初に就労支援センター等の事業を開始するため、環境情報館は移転先を検討のうえ、平成 26 年度内にあんさ</p>	<p>○平成 27 年度当初に就労支援センター等の事業を<u>一体的に</u>開始するため、環境情報館は<u>国との財産交換の時期にかかわらず平成 26</u></p>	<p>より丁寧な記述に修正</p>

	んぶる荻窪から移転します。	年内にあんさんぶる荻窪から移転します。 ○ <u>環境情報館は、現在、リサイクルひろば高井戸として利用しているビル（高井戸東三丁目）を移転先とし、区民による環境活動が推進される拠点施設とすることを基本として、リサイクルひろば高井戸が果たしてきた機能を包含しながら、旧杉並中継所の部分的な活用も含め施設機能を整理します。</u> <u>施設名称の変更も検討し、新たな施設として平成 26 年内にリニューアル・オープンします。</u>	
P37 科学館 【実施スケジュール】	学校教育部門の移転 H2 6、2 7 生涯学習部門の移転 H2 6 検討、H2 7 試行 科学館の廃止 H2 7 年度末	学校教育部門の移転 <u>H2 6 試行、H2 7 年度当初実施</u> <u>生涯学習部門（区民のための事業）を社会教育センターへ移転</u> <u>H2 6 検討・準備、H2 7 年度当初実施</u> 科学館の廃止 <u>H2 7 年度当初</u>	廃止時期の変更による修正
P37 環境情報館 【実施スケジュール】	あんさんぶる荻窪からの移転を実施	あんさんぶる荻窪から <u>高井戸東三丁目のビル</u> への移転を実施	移転先の具体化に伴い修正
P39 体育施設 【具体的な取組】	○永福体育館を旧永福南小学校体育館へ移転します。現永福体育館の跡地は売却又は区民福祉の向上に資するよう貸付等を検討します。	○永福体育館を旧永福南小学校体育館へ移転します。現永福体育館の跡地は区民福祉の向上に資するよう <u>有効活用策</u> を検討します。	より適切な記述に修正
P39 体育施設 【実施スケジュール】	現大宮前体育館移転後の跡地を保育と高齢者併設施設へ転用 H2 6 解体設計 H2 7 解体・設計 H2 8～H2 9 中期 建設 H2 9 中期 開設	<u>H2 6 解体 H2 7 設計</u> <u>H2 8～H2 9 建設</u> <u>H2 9 年度当初開設</u>	現時点の状況に合わせて修正

<p>P41 産業商工会館 【課題と再編整備の方向性】</p>	<p>老朽化により耐震性が不足しており、バリアフリー化も図られていません。利用者の安全性等を確保するため、現在の施設を廃止し、杉並第一小学校の改築に合わせて、機能の移転・複合化を図ります（※）。</p>	<p>老朽化により耐震性が不足しており、バリアフリー化も図られていません。<u>施設の構造上の理由から、簡易な工事での対応が難しいことから、利用者の安全性等を確保するため、現在の施設を廃止し、杉並第一小学校の改築に合わせて、阿佐谷地域区民センターとともに、集会関連機能の集約を基本に移転・複合化を図ります。展示場の機能は、関連性のある杉並会館のレセプション機能と合わせて、引き続き幅広く区民の意見も聞きながら整備のあり方について検討します。（※）。</u></p>	<p>より丁寧な記述に修正</p>
<p>P42 区民事務所、分室、駅前事務所 【具体的な取組】</p>	<p>○コンビニ交付システムの導入によるサービス拡充に合わせて、区民サービス窓口のあり方を見直し、7地域に1か所ずつ配置することを基本に阿佐谷、宮前、桜上水北、高円寺駅前の4事務所を平成26年末に廃止します（阿佐谷区民事務所はゆうゆう阿佐谷館代替施設、宮前分室は福祉系施設、桜上水北分室は図書サービスコーナーに転用）。また、平日夜間・土曜窓口開設時間を見直し、すべての区民事務所において、土曜は月2回、平日夜間（本庁舎を除く）は週1回窓口を開設していきます。</p>	<p>○コンビニ交付システムの導入によるサービス拡充に合わせて、区民サービス窓口のあり方を見直し、7地域に1か所ずつ配置することを基本に阿佐谷、宮前、桜上水北、高円寺駅前の4事務所を平成26年末に廃止します（阿佐谷区民事務所はゆうゆう阿佐谷館代替施設、宮前分室は福祉系施設、桜上水北分室は図書サービスコーナーに転用）。また、<u>区民の利便性の向上を図るため、すべての窓口で取扱事務及び開設時間を原則として同一にし、土曜日は月2回、平日夜間（本庁舎を除く）は週1回開設することとします。名称も「区民事務所」に統一します。</u></p>	<p>より丁寧な記述に修正</p>
<p>P42 (産業商工会館) 【具体的な取組】</p>	<p>○杉並第一小学校の改築に合わせて、杉並会館、阿佐谷地域区民センターとともに移転し複合化を図ります。</p>	<p>○杉並第一小学校の改築に合わせて、<u>阿佐谷地域区民センターとともに集会関連機能を集約することを基本に移転・複合化を図ります。ただし、展示場の機能は、関連性のある杉並会館のレセプション機</u></p>	<p>より丁寧な記述に修正</p>

		能と合わせて、引き続き区民の意見も聞きながら整備のあり方について検討します。	
P42 (あんさんぶる 荻窪) 【具体的な取組】	○早期に国と荻窪税務署等用地との交換の協議をまとめ、特色ある特別養護老人ホームの整備を核とした、地域福祉向上のための施設整備計画の具体化を図ります。現在あんさんぶる荻窪内にある施設のうち、児童館の事業は、小学校や別途整備する(仮称)子どもセンター等で継承します。その他の施設(平成26年度に他所へ移転する環境情報館を除く)については、荻窪税務署等用地に機能を拡充して移転することを基本に検討します。	○早期に国と荻窪税務署等用地との交換の協議をまとめ、 <u>大規模で特色ある特別養護老人ホームの整備を核とした、施設整備計画の具体化を図ります。</u> ○現在あんさんぶる荻窪内にある施設のうち、 <u>荻窪北児童館の機能・役割は、基本的に桃井第二小学校及び杉並保健所内に必要なスペース等を確保・整備して、継承・充実を図ります。合わせて、桃井第二小学校内には、近隣の保育園児等が利用できる小規模な遊び場や地域住民の集会・交流スペースも整備します。</u> ○荻窪南第二自転車駐車場及び地域の防災倉庫については、 <u>存続することを基本に国との協議を進めます。</u> ○その他の施設(平成26年内に高井戸東三丁目のビルへ移転する環境情報館を除く)については、 <u>荻窪税務署等用地に移転し、生活相談、就労支援、権利擁護などのサービスを総合的に提供することにより、特別養護老人ホーム等の整備と合わせ、地域福祉の向上を図ります。</u>	より丁寧な記述に修正
P44 (産業商工会館) 【実施スケジュール】	杉並第一小学校の改築に合わせ複合化 H26調査 H27基本計画	杉並第一小学校の改築に合わせ、 <u>集会関連機能の集約を基本に移転・複合化</u> <u>H26・H27検討・調査</u> <u>展示場機能と杉並会館のレセプション機能の整備のあり方検討</u> <u>H26</u>	移転・複合化の進め方の変更による修正

P45 (あんさんぶる 荻窪) 【実施スケジュー ール】	環境情報館をあんさんぶる荻窪か ら移転	環境情報館をあんさんぶる荻窪か ら高井戸東三丁目のビルへ移転	移転先の具体 化に伴い修正
P50 自転車駐車場 【施設概要】	自転車駐車場 平均利用率 79.2%	平均利用率 79.0%	誤記による修 正
P53 (遊び場) 【実施スケジュー ール】	遊び場79番(高円寺南1丁目)を保 育施設に活用 高円寺東保育園の改築 H28～30設計・建設 H31年度当初開園	H27中期～30年末 調査・設計・解体・建設 H31年当初開園 仮園舎 H28中期～H29上期 設計・建設 H29上期～29年末 仮園舎活用 H29年末～H30年度末 解体	保育施設の改 築スケジュー ールの変更に関 連して修正
資料編			
P63 (2)今後30年間 の財政収支の傾 向分析 (下図の付記)	区債残高は、25年度末残高見込 みにおける定時償還額に、各年度 の改築改修経費における起債分 (最大限の起債を見込む)につい ての償還額を加えたものです。	・区債残高は、25年度末残高見 込みに、各年度の改築改修経費に おける発行額(最大限の起債を見 込む)を加え、それらの償還額を 差し引いていったものです。	より適切な記 述に修正
P64 (2)児童館利用 者及び学童クラ ブ登録者の推移	(省略)	(本編64参照)	誤記による修 正